

改正

平成19年2月14日教育委員会規則第2号

平成20年2月15日教育委員会規則第1号

平成20年5月14日教育委員会規則第9号

平成22年3月29日教育委員会規則第5号

平成22年10月15日教育委員会規則第8号

平成23年6月15日教育委員会規則第7号

平成24年4月10日教育委員会規則第13号

深谷市公民館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項及び深谷市公民館条例（平成18年深谷市条例第112号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、公民館の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(公民館及び分館の事業)

第2条 条例第2条に規定する公民館は、当該対象区域内の住民に対し、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第22条に規定する事業（以下「事業」という。）を行うものとする。

2 条例第2条第2項に規定する分館は、前項に規定する事業の実施に協力するとともに、分館対象区域内の住民に対し、その地域の規模及び実情に即した事業を行うものとする。

(連絡等に当たる公民館の事業)

第3条 条例第4条に規定する連絡等に当たる公民館は、前条第1項に規定する事業のほか、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 市内公民館職員の資質の向上を図るため、研修及び指導助言を行うこと。
- (2) 生涯学習の事業の推進に関すること。
- (3) 生涯学習に関する情報収集及び提供に関すること。
- (4) 市内広域事業の実施並びに関係機関との連携及び協力に関すること。
- (5) 青少年活動の支援に関すること。
- (6) 社会教育団体等の支援に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に関し相互の連絡調整を必要とする事項について処理すること。

(事務)

第4条 公民館において取り扱う事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 公印の保管に関すること。
- (2) 庶務及び会計に関すること。
- (3) 公民館相互の連絡調整に関すること。
- (4) 公民館施設の利用許可等に関すること。
- (5) 建物及び諸施設の維持に関すること。
- (6) 公民館運営審議会に関すること。
- (7) 各種の団体及び機関との連絡調整に関すること。
- (8) 非常災害その他緊急事項に関すること。
- (9) その他公民館の運営に必要な事項及び市長と深谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が協定した事項に関すること。

(職員)

第5条 公民館に次の職員を置く。

- (1) 副館長 2人以内
- (2) 分館長 若干人
- (3) 主事その他の職員 若干人

2 館長、副館長及び分館長を教育委員会に常時勤務する職員以外より任命したときは、非常勤とする。

3 非常勤の館長、副館長及び分館長の任期は、2年とする。ただし、特別の事情が生じた場合は、この限りでない。

4 非常勤の館長又は副館長が法第27条第2項の職務若しくは次条第1号の職務を遂行しない場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であってもこれを解任することができる。

5 非常勤の館長、副館長又は分館長が欠けた場合の補欠による館長及び分館長の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第6条 館長及び前条第1項に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 館長 法第27条に規定するほか、教育委員会の定める社会教育方針に基づき、館務の執行に当たる。
- (2) 副館長 館長を補佐し、館長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 分館長 館長の命を受け、公民館及び分館の事業の企画、実施その他必要な事務をつかさどる。
- (4) 主事及びその他の職員 館長の命を受けて、事務に従事する。

(部の設置)

第7条 公民館事業の積極的な推進を図るため、公民館に部制を設けることができる。

2 部に、次の役員を置くことができる。

- (1) 部長 1人
- (2) 副部長 若干人
- (3) 部員 若干人

3 前項に規定する役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の委嘱)

第8条 前条第2項第1号及び第2号に規定する役員は、部員の意見を聴き、館長が委嘱する。

2 部員は、分館長の意見を聴き、館長が委嘱する。

(役員職務)

第9条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 部長 館長の下に当該部門に属する事業の計画樹立及び実施に当たる。
- (2) 副部長 部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 部員 部長の下に実際活動に当たる。

(利用許可の申請)

第10条 条例第8条第1項の許可を受けようとする者(第3項及び次条において「申請者」という。)

は、公民館利用許可申請書(様式第1号)を、利用の日の1月前から当日までの間に、深谷市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出しなければならない。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、第14条各号に掲げる場合に係る利用の申請については、利用の日の1月以前から提出することができる。

3 前項の場合において、教育長は、利用の日その他の事項について、申請者相互間の調整を行うものとする。

(利用許可)

第11条 教育長は、条例第8条第1項の許可をしたときは、公民館利用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(遵守事項)

第12条 条例第12条の遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 許可を受けた目的以外の目的で公民館の施設等を利用しないこと。
- (2) 許可を受けていない公民館の施設等を利用しないこと。
- (3) 公民館の施設等を損傷し、又は滅失しないこと。
- (4) 許可を受けずに備付けの備品を移動しないこと。
- (5) 許可を受けずに火気等を使用しないこと。
- (6) 許可を受けずに所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (7) 公民館に危険物を持ち込まないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、館長の指示に従うこと。

(附属設備の使用料)

第13条 条例別表第2に規定する附属設備の使用料は、別表に定めるとおりとする。

(使用料の減免)

第14条 条例第18条の規定による使用料の減免の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 公用及び公用に準ずる利用をする場合 100分の100
- (2) 公益を目的とする事業のために利用する場合 100分の50
- (3) 公民館利用登録団体（次号に規定する団体を除く。）が利用する場合 100分の50
- (4) 公民館利用登録団体のうち、指導者、責任者等を除く構成員全員が高校生以下である団体又は構成員の3分の2以上が65歳以上である団体が利用する場合 100分の75

(公民館利用登録団体)

第15条 前条第3号及び第4号に該当する公民館利用登録団体とは、次の各号に該当する団体で、かつ、公民館利用登録団体申請書（様式第3号）に会則、会員名簿、役員名簿及び総会資料を添えて教育長に提出し、使用料の減額を受けることができる団体として、認定された団体をいう。

- (1) 公の支配に属していないこと。
- (2) 社会教育及び社会体育に関する事業又はこれに準ずる事業を行うことを主たる目的とし、営利活動、政治活動及び宗教活動のいずれをも目的としていないこと。

- (3) 計画的かつ継続的に事業を行っていること。
- (4) 会則を有し、代表者、役員及び会計経理が明確であること。
- (5) 構成員が8人以上であり、かつ、構成員の3分の2以上が市内に在住し、在勤し、又は在学する者であること。
- (6) 市内に団体の事務所又は連絡先があること。

(登録の審査)

第16条 教育長は、前条に定める申請書を受理したときは、これを審査の上、使用料の減額の適否を認定し、公民館利用登録団体認定書（不認定書）（様式第4号）を当該申請書を提出した者に交付するものとする。

(使用料の還付)

第17条 条例第19条ただし書の規定による使用料の返還の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 教育長が特に必要あると認め、利用の許可を取り消した場合 100分の100
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、公民館の施設等を利用することができない場合 100分の100
- (3) 前2号に掲げる場合のため利用時間の2分の1を経過せず公民館の施設等の利用を中止した場合 100分の50

2 使用料の還付を受けようとする者は、公民館使用料還付申請書（様式第5号）を教育長に提出しなければならない。

(事業の年間計画等)

第18条 館長は、分館長と協議の上、事業の年間計画を立て、これに基づいて実施するものとする。

2 館長は、事業の年間計画及び実施状況等を、教育委員会に報告しなければならない。

(委員長及び副委員長)

第19条 条例第20条に規定する公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に、委員長及び副委員長1人を置き、その任期は、1年とする。

2 委員長及び副委員長は、審議会の委員（以下「委員」という。）の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めるときに招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（専門部会）

第21条 審議会に特別な事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会長及び委員は、委員の互選とする。

（その他）

第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、あらかじめ、教育長の承認を得て、館長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の深谷市公民館設置及び管理条例施行規則（昭和57年深谷市教育委員会規則第9号）、岡部町公民館設置及び管理条例施行規則（平成6年岡部町教育委員会規則第81号）又は公民館の管理及び使用に関する規則（昭和51年花園町教育委員会規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年2月14日教委規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月15日教委規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月14日教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月29日教委規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月15日教委規則第8号）

この規則は、平成22年11月4日から施行する。

附 則（平成23年6月15日教委規則第7号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の深谷市公民館条例施行規則の規定は、平成23年10月1日以後の深谷市公民館の利用について適用し、同日前の深谷市公民館の利用については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年4月10日教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第13条関係)

附属設備	利用単位	使用料	利用実費
パソコン	1台1時間		50円
プリンター(備付けの用紙を使用する場合)	1枚		9円
プリンター(備付けの用紙を使用しない場合)	1枚		8円
七宝焼窯	1式1回		200円
陶芸窯(素焼)	1式1回		1,100円
陶芸窯(本焼)	1式1回		1,800円
深谷市岡部公民館のホール冷暖房設備	1時間		250円
深谷市川本公民館のホール(楽屋を含む。)冷暖房設備	1時間		500円
深谷市川本公民館のホール照明設備	1式1時間	2,400円	
深谷市川本公民館のホール音響設備	1式1時間	800円	
ファクシミリ	1枚		60円
印刷原紙	1枚		60円

印刷機（備付けの用紙（色紙）を使用する場合）	1 枚		4 円
印刷機（備付けの用紙（再生紙）を使用する場合）	1 枚		2 円
印刷機（備付けの用紙を使用しない場合）	1 枚		1 円
複写機	1 枚		10円

備考 七宝焼窯及び陶芸窯の利用単位における 1 回とは、窯入れから窯出しまでをいう。

様式第 1 号（第10条関係）

様式第 2 号（第11条関係）

様式第 3 号（第15条関係）

様式第 4 号（第16条関係）

様式第 5 号（第17条関係）